

第4章 施策の実施と関係者の連携・協力

第1節 生活習慣病の予防

第1項 医療保険者による特定健康診査及び特定保健指導の実施

1 特定健康診査・特定保健指導の着実な実施

生活習慣病の予防対策として、各医療保険者が実施するメタボリックシンドロームに着目した、「特定健康診査」及び「特定保健指導」の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少を図ります。

特定健康診査・特定保健指導の着実な実施のためには、人材やアウトソーシング先の確保・育成をはじめとして関係者間の連携協力や支援のための仕組みづくりが不可欠であり、並行して、全ての県民が特定健康診査を受診するよう働きかけるとともに、特定保健指導の実施にあたっては、その成果が十全に発揮されるよう環境の整備を図ることが必要です。

2 目標達成に向けた取組み

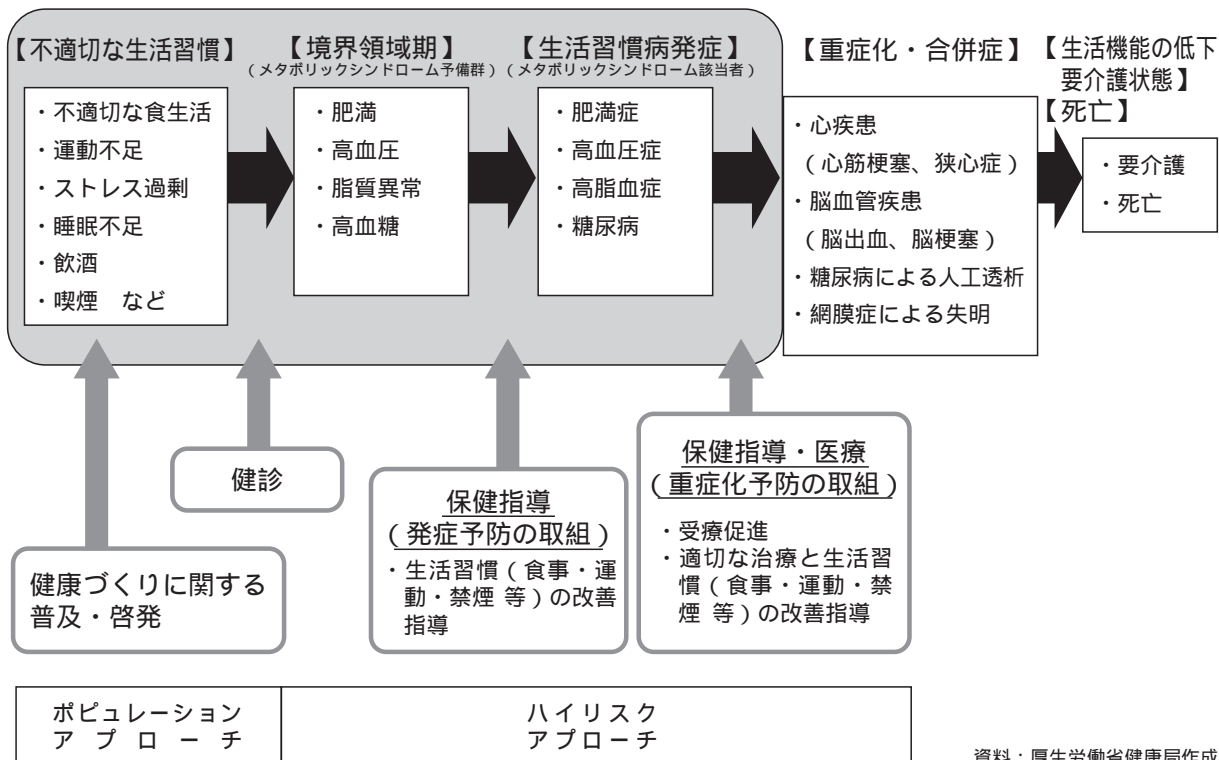
健診・保健指導実施に関する普及啓発、情報提供

健診未受診者への受診勧奨

生活習慣病に関する普及啓発、情報提供

市町村等への支援（研修会の開催等）

図表4-1



資料：厚生労働省健康局作成